

## 開発行為事前審査協議書

※各課と協議後、本書を都市計画課に提出すること

事前審査	協議先	主な協議事項	協議者 (押印)	協議日時	協議内容・結果等	
都市計画課	都市政策係(事務局) 公園街路係(公園)	・開発事務全般 ・用途地域 ・公園緑地 ・都市計画道路		/	・飯塚市では過去に浸水等の被害がたびたび発生していますので、現地の調査を十分に行って排水計画の作成をお願い致します。 ・接道要件などの建築基準法上の確認につきましては県土整備事務所の建築指導課へ協議を必ずお願いいたします。 ・関係法令を遵守され、開発行為を進めてください。 ・本審査後に協議及び問題等が発生した場合は、関係課と詳細に協議し、追加協議事項を事務局まで速やかに報告をお願いします。	
土木管理課	境界・開発指導係(5F)	・道路 ・安全施設 ・駐車場 ・排水 ・構造物 ・切盛土 ・がけ面		/		
農業土木課	農業土木係(5F)	・農業用施設 ・農業用水利 ・排水		/		
企業局	●場所：穂波庁舎(2F) 上水道課(給水係)	・給水協議		/		
	●場所：穂波庁舎(2F) 下水道課(管理係)	・公共下水 ・排水 ・浄化槽		/		
	●場所：穂波庁舎(2F) 企業管理課(業務係)	・受益者負担金		/		
防災安全課(市民窓口課)	旧飯塚地区 本庁(3F) 防災安全係	穂波・筑穂 庄内・穎田 各支所の総務係	・消防水利 ・防犯灯		/	※旧飯塚管内は本庁・以外は開発区域の所在する各支所で協議
建築課	(5F)	・建築基準法		/		
環境対策課	●場所：クリーンセンター 内 総務係	・ゴミ集積施設		/		
文化課	●場所：市歴史資料館内 文化財保護推進室	・文化財(埋蔵)		/		
農業委員会	農委事務局(4F)	・農地法(転用)		/		
環境整備課	環境衛生係(6F)	・環境保全		/		
財産活用課	財産管理係(4F)	・公共施設等帰属(寄付)		/	官民境界に永久杭を設置してください。 また、寄付・帰属地に抵当権等の所有権以外の登記設定がある場合は、寄付・帰属前に抹消してください。 交換帰属がある場合、所有権移転登記の際、飯塚市からの交換渡地についての登録免許税は事業者負担となります。	
経済建設課	各支所 (穂波・庄内・穎田・筑穂)	・道路・安全施設・農業用施設・農業用水利・排水		/		
まちづくり推進課	まちづくり推進係(4F)	・自治会の加入について		/		

各施設の連絡先 市外局 (0948)

①本庁 22-5500 ②穂波 22-0380 ③庄内 82-1200 ④穎田 92-2211 ⑤筑穂 72-1100 ⑥クリーンセンター 22-1551 ⑦歴史資料館 25-2930